

## 9月の休日当番医

科	日	医療機関名	電話番号
医科	6日	滝田医院 (末崎町)	㉙3108
	13日	希望ヶ丘病院 (高田町)	㉙1019
	20日	菊田外科・泌尿器科 (大船渡町)	㉙4075
	21日	松原クリニック (高田町)	㉙1721
	22日	岩渕内科医院 (大船渡町)	㉙5355
	27日	鳥羽医院 (小友町)	㉙3515
歯科	6日	たかた歯科医院 (矢作町)	㉙5011
	13日	峰岸歯科医院 (大船渡町)	㉙5535
	20日	広田歯科医院 (米崎町)	㉙3393
	21日	平成歯科医院 (高田町)	㉙2800
	22日	吉田歯科医院 (高田町)	㉙4566
	27日	横沢歯科医院 (住田町世田米)	㉙3050

▷受付時間 医科=午前9時～午後5時/歯科=午前9時～正午※変更になる場合があります。

### ■子ども救急相談電話■

夜間にお子さんの具合が悪くなったときは、電話相談を利用しましょう。

▷相談電話番号

- ・ ☎ #8000 (携帯電話からも相談できます)
- ・ ☎ 019-605-9000 (ダイヤル式電話、PHS、IP電話用)

▷受付時間=午後7時～11時(年中無休)

## 水道および簡易水道に関するお知らせ

～使用開始および中止の届け出が、Eメールで提出できるようになりました～

転居などにより、新たに水道を使い始める場合や、現在住んでいる場所での水道の使用を中止する場合は、届け出が必要です。

届け出は、これまで水道事業所または簡易水道事業所の窓口で直接または、ファクスでの提出による方法のいずれかでしたが、新たに「水道使用異動届」の様式に必要事項を入力の上、Eメールでの提出が可能になりましたのでお知らせします。

※様式は、市ホームページからダウンロードできます。

▷問い合わせ先

水道事業所 (☎内線174、175)  
簡易水道事業所 (☎内線207)



## 9月の市民相談など

▷相談料=無料

※「要事前予約」の相談は、事前に電話などで予約が必要です。

※祝日は休みです。

(1) 法律 ※要事前予約

▷期日=9月9日(水)  
▷時間=10:00～15:00  
▷場所=市役所第1会議室  
▷相談員=弁護士 (岩手弁護士会)

(2) 法律 ※要事前予約

▷期日=9月30日(水)  
▷時間=10:00～15:00  
▷場所=市役所第2会議室  
▷相談員=弁護士 (岩手銀河法律事務所)

(3) 税務 ※要事前予約

▷期日=9月4日(金)  
▷時間=13:00～15:00  
▷場所=市役所教育委員会会議室  
▷相談員 鈴木信男さん(税理士)

(4) 社会保険 ※要事前予約

▷期日=9月7日(月)  
▷時間=13:00～15:00  
▷場所=市役所第3会議室  
▷相談員 田中幸男さん (社会保険労務士)

(5) 登記 ※要事前予約

▷期日=9月8日(火)  
▷時間=13:00～15:00  
▷場所=市役所第3会議室  
▷相談員 今野篤平さん(司法書士) 金哲朗さん(土地家屋調査士)

(6) 行政 ※要事前予約

▷期日=9月17日(木)  
▷時間=13:00～15:00  
▷場所=市役所第2会議室  
▷相談員 細川文規さん (行政相談委員)

(7) 人権

▷期日=9月23日(水)  
▷時間=10:00～12:00  
▷場所=市役所第2会議室  
▷相談員 福山康成さん(人権擁護委員) 千葉源治さん(人権擁護委員)

(8) 消費者救済融資 ※要事前予約

▷期日=9月10日(木)  
▷時間=13:00～17:00  
▷場所=市役所第1会議室  
▷相談員=消費者信用生活協同組合金石事務所相談員

(9) こころの健康相談 ※要事前予約

▷期日=9月17日(木)  
▷時間=14:00～16:00  
▷場所=大船渡地区合同庁舎2階第1相談室  
▷相談員=精神科医師

(10) 消費生活相談

▷期日=毎週月～金曜日  
▷時間=8:30～17:15  
▷場所=消費生活センター  
▷相談員=消費生活相談員

(11) 被災者相談

▷期日=毎週月～金曜日  
▷時間=9:00～16:00  
▷場所=大船渡地区合同庁舎  
▷相談員=センター相談員、弁護士、司法書士など

▷予約先/問い合わせ先

- (1)～(7)=市民環境課市民生活係 (☎内線128)
- (8)=消費者信用生活協同組合金石事務所 (☎0193㉙2227)
- (9)=大船渡保健所保健課 (☎㉙9922内線245)
- (10)=消費生活センター (☎内線134)
- (11)=被災者相談支援センター (☎㉙9911)

### (おわびと訂正)

5月8日発行の広報大船渡(No.1174)5ページに掲載した「吉浜地区太陽光発電事業に関する説明会」の「出席者の主な発言と応答」の中で、「吉浜川の水が濁ると、サケのふ化場への影響が心配だ」との問いに対して、「サケのふ化場で使用する水は井戸から汲み上げており」と回答した部分について、正しくは、「サケのふ化場では、基本的には井戸から汲み上げたものを使用していますが、足りない分は吉浜川から取水して使用しています」となります。おわびして訂正します。

▷問い合わせ先=環境未来都市推進室 (☎内線214)



「広報大船渡」は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙と植物油インキを使用しています。